

クラウドファンディングに対する新たな取組に関する一案

－ 無尽金融システムの有効活用 －

佐藤圭治*

Suggestion to a New Attempt on Crowdfunding － Reconstruction and Effective Use of Mutual Financing System － Keiji Sato*

要旨: 資金調達の新潮流としてクラウドファンディングは利用拡大の一途をたどっている。従来の銀行融資では取り上げづらい案件がここでは民衆の共感を得て、資金調達に成功している例が多い。この民衆の共感とは助け合いの精神であり、社会貢献である。一方、日本には古来より、地域共同体に無尽講や頼母子講といった歴史の表舞台には表れないインフォーマルな形態での資金融通組織が存在している。その基本理念は相互扶助の精神であり、これはまさしく現代のクラウドファンディングの理念と一致するものではないだろうか。この相互扶助の基本理念は後の相互銀行等と相互会社である保険会社に継承されている。本稿は無尽金融システムとクラウドファンディングの共通点と相違点に着目した。これにより稚拙ではあるがクラウドファンディングの一形態としての新たな金融システム開発の一助になればとの思いから第5章にて一案を述べる。

キーワード: 相互扶助, 無尽, 頼母子, 模合, 瞽女, 無尽業法

1. はじめに

筆者は、現在の職に就く前は、地方銀行に勤務していたが、明治維新以降の銀行制度導入以来の金融史の知識しかなく、それ以前の金融史については無教養であった。大学や勤務していた銀行でも明治時代以前の金融史の教育は行われていなかった。日本において中世以降、無尽や頼母子といった相互扶助を基本理念とする金融システムが一般庶民の生活を支え、僻村の隅々までその組織が根付いていたことを知ったのは、恥ずかしながら数年前のことである。

夢やアイデアを実現するための新たな資金調達方法として話題になることの多いクラウドファンディングに筆者は注目している。また、ノーベル平和賞を受賞したグラミン銀行のマイクロファイナンスも多くの可能性を秘めていると思う。マイクロファイナンスに関する文献を読んでいるうちに、無尽や頼母子に行き着いたのは必然であったと思う。無尽や頼母子の相互扶助という基本理念は、まさしくマイクロファイナンスと一致し、クラウドファイナンスにも通ずるものがある。よって、クラウドファンディングは全く新しい金融システムではなく古今東西の人類に共通する

相互扶助の精神に成り立っているものであるといえるのではなかろうか。本稿では無尽金融とクラウドファンディングの共通点と相違点をを探索し、新たなクラウドファンディングの可能性を追求するものである。

2. ゲマインシャフトとしての無尽講及び頼母子講

(1) 歴史

筆者が初めて講の存在を知ったのは、金融史に関する書籍ではなく画家斎藤真一の瞽女に関する研究書かつ随想を読んだことである。この本は講を主題にしたものではない。あくまで斎藤が瞽女の取材をしていくうえで、偶然、村の主婦たちが講会を催しているところに遭遇し、その際に感じたことを綴ったものに過ぎない。その内容は金融的なものではなく、斎藤の主観的・情念的な心証によるもので、村の主婦たちの親睦的な寄合を描写している。冬場に出稼ぎに行った夫や息子の安否を気遣う内容である。そんな中で互いにお金を持ち寄り、融通したお金を村に招いた旅芸人である瞽女に渡すものである。おそらく古来より、このような形で講会は催されていたのだろう。村の主婦たちにとって講会は心の寄るべとして欠かせないものであったに違いない。このように古来

* 山形県立産業技術短期大学校庄内校
〒998-0102 山形県酒田市京田三丁目 57-4
e-mail: keiji@shonai-cit.ac.jp

* Shonai College of Industry & Technology
3-57-4 Kyoden, Sakata City, Yamagata, 998-0102, Japan
e-mail: keiji@shonai-cit.ac.jp

より全国に無尽講や頼母子講は毛細血管のごとく普及していき、一般庶民の生活を支えていたものと思われる。ここに斎藤の名著「瞽女＝盲目の旅芸人」より講に関する一節を紹介する。

帰る前に瞽女さんを泊めた部屋と、村びとが集まって夜語りした部屋をみせていただくことにした。立ち上がって座敷のすみをあらためて見なおすと、背後の鴨居の上に、おびたしいほど、講と厄除けの御札が貼りめぐらされているのに気づいた。春日山講、戸隠講、大般若御祈祷一、五穀豊穰御祈祷、整然と並べ貼られたそれらの御札は異常なほど壮観で暗い座敷の中で神秘的なものすら感じた。大屋を去り、外に出ると明るい陽射しが目に眩しい。やがて山道を右の方に下り林道をぬけると、ふと崖の傾斜に苔むした庚申塔の石塔があった。おびたしい講札、厄除札が強く心に甦り、あらためて越後人の信仰の篤さに打たれた。私はかつて、冬の越後を日本海に沿って歩き、出雲崎の町はずれで吹雪に見舞われたことがある。そのおり、暗い路地の庇にたたずみ、雨戸もゆらぐ吹雪を避けていると、直向かいの間垣から黒い角巻の女たちがぞろぞろ街道にあらわれ、集団でどこかへ去って行ったのを見た。そのとき、その人たちは講を終えての帰路であることを知った。それ以来時にふれて、越後人の集団的信仰について一つの性格を知ろうとした。

私は、春日山講、戸隠講など、講の性格は知るよしもないが、宗教的な信仰集団であることは、同じ神棚のみたまとして祀られた戸隠神社、春日神社の神霊がそれを物語っていて間違いなからう。そして今ひとつ注目したいのは、講の組織である。相互扶助の精神は、多くの貧しい農家の人たちを講という社会保障で強く結びつけていた。講は生活共同体の中であって急場しのぎの金融機関でしかないが、農家の主婦にとってはこの上ない寄るべであった。現金収入の少ない彼女たちは多少なりともその掛け金によって行く末を案ずる子どものことや、病気のこと、出稼ぎの夫の安否について身を安らいでいた。頸城は山国だが、北の海岸地方の同じ頸城の漁民にとって、明治期になって北海道に多くのヤンシュー（男たち）が出稼ぎに出たので、主婦は夫にせがれに心配の絶え間がなかったはずである。頼母子講、春日講、講の組織の生まれる理由はいくらでもあった。

私は、ある日、長沢村の瞽女宿で農家の主婦か

ら「瞽女さん来られるのも講のおかげでした」と言われた、すると、講の座が瞽女を娯楽として村に引き入れたとも考えられる。しかし、ここでも考えなければならぬことは、貧しいお金を集めた講の座に瞽女を受け入れ、一瞬の気やすめとしたのは、単に瞽女の口説きを主婦たちが聞くというより、主婦がわの口説きを瞽女たちが聞き入れるというまったく予想外の出来事が起こっていたのだろうと思われる。「今夜は、うちに泊まって唄なんぞいいからゆっくり話を聞かせてくださっしやれ」とその奥さんはそう話して瞽女宿を提供したというが、実はその裏に、なやみを打ち明けたい自意識がひそんでいたのである。もちろんそのことばが瞽女宿を新しく生んでいった原因にもなっている。そこで主婦たちは初めて羽をのぼして添寝したような開放感を味わったのだろう。講によって村に誘致した瞽女たちを主婦たちが虜にしようとした話はまだあった。西頸城の名立谷の山村農家である日、瞽女宿を探していると、とある農家の祖母が「瞽女さんの宿はすぐこの上だが、おらあちも何回も講の席で瞽女宿にしてもらいてえと話したがだめだった」といった。瞽女を深く山村の人びとの生活に組み入れていったのは、こうした苦しみを通しての人と人のつながりがあったためだった。

さて、無尽や頼母子の起源であるが、同様の金融システムがインド、中国、朝鮮など世界各地に存在しており、その起源については未だ究明されていない。日本においては鎌倉時代の建治元年（1275年）の高野山文書に初めて憑支（たのもし）の記載があり、それによると、庄官に対し、当時庶民の行っていた頼母子から資金を収奪することを禁じており、この点から考えると、これより以前に頼母子は日本に存在していたことになる。無尽については至徳4年（1387年）の香取文書に記載がみられる。頼母子と無尽は全く起源は異なるが、内容や目的は同じであり、本稿においても同様の金融システムとして取り扱う。これらの起源についての論述は、また別の機会に譲る。江戸時代になると無尽は益々盛んになり、その形態も進化していった。寺院が建築資金や修繕資金を調達するために無尽を主催した。その内容は取退無尽といわれ、現在の宝くじのようなもので、給付に当選すれば、以後は資金の払込（返済）が免除されるものであった。当時大流行したが、

はなはだ賭博的であり、公序良俗を乱すものとして幕府から禁止されたほどである。もちろん相互扶助を目的とした無尽も武士、商人、農民の間で隆盛を極めた。無尽により財政を賄った藩もある。このように無尽は庶民にとって欠かせない金融機関の役割を果たしていた。明治時代になっても無尽は隆盛を極めた。そして政府は近代化のためヨーロッパより銀行制度を導入したが、銀行は庶民の味方ではなく、あくまで日本の近代化のためのものであった。富国強兵に邁進するためには、一般庶民にまわす資金などなかったのである。

よって無尽は依然として庶民の味方としてその存在感を高めていったといえる。政府や日本銀行もその存在を無視できず、たびたび無尽に関する調査を実施している。そして株式会社の概念を導入し、相互扶助の精神を基本理念にしつつも営利事業として無尽を営む営業無尽会社が雨後の竹の子のごとく相次いで設立された。

このように無尽は近代になっても隆盛を極めたが、これは裏を返せば、当時の金融政策が中流以下の庶民を顧みなかったことによる。しかし、このことがかえって無尽の隆盛に拍車をかけたわけで、大正4年の無尽業法及び昭和26年の相互銀行法の制定へとつながっていく。

現在は営利を目的としない純粋な相互扶助を基本理念とする無尽はほとんどすたれてしまったが、沖縄県や山梨県では今なお庶民の生活に根付いており、仲間内で盛んに行われている。沖縄の無尽は模合と呼ばれており、資金融通目的というよりは仲間内の親睦を主目的として行われているようだ。模合会の例としては、同級生模合、町内会模合、野球クラブ模合、職場内模合などで行きつけの飲食店にて実施されることが多い。ただし、このようなゲマインシャフトに基づく模合は一旦トラブルが生じると模合や人間関係、ひいては地域共同体が崩れてしまう危険をはらんでおり、そういった事態も実際に発生しているのである。

(2) 仕組

無尽講と頼母子講は、その発祥の起源が異なるため、本来は別個のものである。しかしながら、基本理念、資金融通システムが偶然にも同じであることから、先行研究では一緒くたに論じられることが多かった。本稿においても便宜的に同類のものとして取り扱うこととする。無尽の定義とし

て一般的なものとして、大正4年に公布された無尽業法の第1条をあげると「一定ノ口数ト給付金額トヲ定メ定期ノ掛金ヲ払込マシメ一口毎ニ抽選入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ対シ給付ヲ為ス」とある。

①開始方法

発起人となる講元が複数の信用に足る講員を募り、毎月一回など定期的に集まり（講会）、互いに一定額の現金等（掛金）を拠出することとする。講員の人数と同じ回数（講会）を今後定期的に開催することになる。

②資金の給付（貸付）

講員が拠出した掛金の合計額を抽選又は入札によって講員1名に貸し付ける。基本的には抽選で決める。ただし1回目の資金の取り手は講元であることが普通である。同様の手続きを2回目以降も繰り返していく。一度資金の給付を受けた者は二度と給付を受けることはできない。一人一回が原則である。そして、給付を受けた翌会以降は今までの掛金に利子をつけて最終回まで掛け込むこととなる。つまり借入金の返済をしていくこととなる。こうして最終回に最後の未給付者は給付を受けると講会は目的を果たしたこととなり、会は解散となる。これを満という。資金の給付を受けた者はそれまでは債権者であるが、以降は債務者に転ずる。ただし、最終回に給付を受けた者は自身の掛金を利息込みで受け取るようになるため最終回まで債務者となることはない。

筆者はこの貸し手と借り手が混在する融通システムは非常に面白いと感じた。仲間内で資金を融通しあう相互扶助の精神に基づいている。

③モニタリングシステム（審査）

無尽に銀行融資のような専門家による審査があるわけではない。講員は互いに旧知の間柄である。よって、信用できない人物は審査される以前に講員となることはない。つまり、講員となったことが審査に通過したことを意味する。また、定期的に集まる講会において互いに情報交換することで自然な形で柔軟にモニタリングがなされていることになる。掛金や返済金の支払いが滞ることは身内の掟を破ることであり、相応の制裁を受けることとなる。よって、審査体制は整っている。

④資金使途

災害援助、病氣、貧困支援、新築、結婚、進学、

土木・寺社仏閣建立修繕のような公益的なもの等、融通を受けた者のそれぞれの事情により自由に使える。銀行融資のように資金用途を特定して融資するものではない。あくまで講員の相互扶助の精神に基づくものである。古来より寺社仏閣の建築・修繕は無尽により資金調達してきた歴史がある。これは社会的インフラや寺社仏閣の建設建築技術が無尽により支えられてきたことを意味する。無尽の素晴らしい貢献である。

⑤欠点、詐欺行為

無尽の欠点は後に詳述するが、資金融通を抽選で決定するため、適時な借入れができないことである。抽選による融通は無尽金融システムの根本を為すものであり、この欠点の解消方法は、今のところない。これによる弊害としては、他所からの高金利による借入れや給付時期の不適合による資金の浪費等の目的外使用である。後の返済に支障をきたす恐れがあり、好ましいものではない。

詐欺行為としては給付を受けた資金の持ち逃げによる貸倒れや延滞である。これらが生じると講会の基盤が崩れてしまう。もちろん詐欺行為をしたものは社会的制裁を受けることとなる。このような事態の対処方法として講会を結成する前に講元などの有力者が代位弁済すること等を取り決めておく必要があり、詐欺行為の抑止力となる。

3. ゲゼルシャフトとしての営業無尽

(1) 歴史

明治時代になり、日本は富国強兵のために、より近代的な銀行制度を導入したが、これは全く庶民の利益とならなかったのは先述のとおりである。よって、庶民の間では無尽は絶えることなく益々隆盛を極めた。そこで株式会社の制度を無尽にも適用し、相互扶助を基本理念としつつも営利目的として無尽を行う営業無尽会社が発生するのは自然な流れといえる。

無尽研究の大家である池田龍蔵によると、最古の営業無尽として津山無尽を指摘している。これは海保青陵の著作である「善中談」(文化10年、1813年)に記録されており、一種の取退無尽であった。近代的な営業無尽としては明治34年(1901年)に小林寅吉が大和会を創業している。その後、たくさんの営業無尽会社が設立され、

大小さまざまな業者が濫立した。悪質業者も多く、経営基盤は薄弱で無尽による詐欺行為が社会問題となった。経営者による掛金詐取、不正入札、給付金不払い等が横行した。当時はこうした不正行為を取り締まる業法がなかったことも原因といえる。政府の営業無尽業界に対するイメージは芳しいものではなく、業界のイメージ向上を図る必要があった。こうした背景をもって、大蔵省は大正4年に無尽業法を制定した。法律の内容は本稿では割愛するが業者にとっては厳しい内容で、反対意見も多かった。無尽業法は度重なる改正をし、業界は再編・合同により次第に健全化していった。昭和時代になり、業者の合同は益々進み、太平洋戦争末期には、ほぼ1県1社の体制が出来上がった。余談ではあるが、太平洋戦争の軍事費の捻出に無尽会社が利用された事実がある。国債無尽、貯蓄債券無尽、貯蓄無尽、割増無尽等の商品を取り扱うことによって、庶民から軍事費を半ば徴収したようなものである。このようにして、営業無尽業界は、戦中・戦後の混乱期を経験し、次第に日本経済に必要な金融機関としての役割を果たしていくようになった。昭和26年の相互銀行法の制定により、営業無尽会社は各々相互銀行に転換を図っていくことになる。この「相互」は無尽の基本理念である相互扶助の精神の名残である。そして、銀行業を営むことを認められたため、これまで取り扱えなかった預金、為替業務を扱うことができることとなった。

ここで山形県の営業無尽会社の変遷にふれておこう。昭和14年末には山形殖産無尽株式会社(山形市)、置賜無尽株式会社(米沢市)、酒田無尽株式会社(酒田市)、羽陽勸業無尽株式会社(山形市)、荘内無尽株式会社(酒田市)の5社が存在していた。昭和16年に羽陽勸業無尽と荘内無尽が合併し両羽無尽株式会社(山形市)となった。昭和18年には山形殖産無尽が置賜無尽と酒田無尽を買収し、県内2社体制となった。相互銀行法の制定により、昭和26年に両羽無尽は株式会社山形相互銀行、山形殖産無尽は株式会社殖産相互銀行となった。その後の相互銀行業界再編により、平成元年に両行はそれぞれ株式会社山形しあわせ銀行、株式会社殖産銀行となり、普通銀行に転換した。そして、金融業界のさらなる再編はやまず、平成19年に両行は合併し、株式会社きらやか銀行となり、現在に至る。他県の営業無尽業界も同様の変遷をし、相互銀行は全て普通銀行へと転換し

ている。

(2) 現存する営業無尽会社

営業無尽業界は上述のような変遷をたどったにもかかわらず、現在、無尽業法の適用を受けている日本住宅無尽株式会社という営業無尽会社が存在している。現存する営業無尽会社は当社のみである。当社は、加入者に対し、金銭ではなく、土地・建物の給付を行っている物品無尽会社である。三菱UFJ銀行の関連会社で大正2年に大日本土地住宅株式会社として創業した。戦中・戦後の住宅難により土地・建物の需要が激増したため、ニッチであるがゆえに今日まで存続できたものと思われる。以下、当社の特色を述べる。

銀行融資にて不動産を取得する場合における開発資金や旧建物解体資金は不動産取得資金とはみなされず、融資対象とならない場合が多いが、当社は給付対象としていることに存在意義があると思われる。開発関連資金は銀行審査では不動産の担保評価に組み込まないことが前提となっているため、融資額に開発関連資金を含めると担保評価割れとなり、銀行では融資しづらいということになる。一方、無尽金融システムでは不動産の担保評価は考慮せず、これまで払込んできた加入者の掛金の掛け込み実績が信用となるため給付可能となるわけである。銀行の担保主義という融資に対する取組姿勢と無尽の相互扶助という理念に基づく取組姿勢の違いが、ここにあらわになっている。銀行融資と相互扶助では思想が異なるのである。これが当社の存在意義であるといえよう。

(3) 仕組

加入者が、抽選・入札の方法により順次資金の給付を受けるシステムは無尽講や頼母子講と同様であるため、ここでは営業無尽に新たに付加された点を述べる。

- ①無尽業法の適用を受ける。よって各種の規制や制限、罰則がある。
- ②集めた掛金を運営会社の責任において給付するため、一旦契約が開始すると、掛金及び返済金の滞納があっても、運営会社が立て替え払いしなければならない。よって、加入者が給付を受けられないリスクは軽減される。
- ③運営会社は、相互扶助を基本理念としつつも、営利を目的とする。収益の源泉は受取利息と

支払利息の利ザヤや入札差金等の手持ち資金の運用益となる。

- ④加入者はあくまで運営会社と契約を締結するため、加入員同士の契約関係はない。人的な繋がりも必要とされない。よって、定期に開催される抽選・入札会も必ずしも加入者の親睦を目的とするものではない。
- ⑤給付条件として物的担保を徴求されることもある。

4. 無尽金融とクラウドファンディングの比較

両者を比較することにより、新たな金融手法を模索する手立てとすべく、以下にそれぞれの長所と短所を挙げ、これより浮き彫りとなった両者の特徴から、顕著な共通点と相違点を羅列する。

無尽金融

(1) 長所

- ①抽選・入札により順番は前後するが、加入者全員に対して資金が給付される。
- ②資金使途は自由である。クラウドファンディングや銀行融資の様に使途を特定して給付されるものではない。
- ③長期済し崩しによる返済であるため、返済が負担にならない。短期一括全額返済は個人にはなじまない。
- ④借入金利が質屋や高利貸業者と比較して低廉である。相互扶助の精神の顕れである。
- ⑤庶民への金融リテラシーの情操となる。
- ⑥誰でも加入できる。

以上、これらの長所はマイクロファイナンスにも共通する。

(2) 短所

- ①適時な借入れができない。(マイクロファイナンスも同様) 無尽の最大の短所である。これにより適切な使途ができず、需給時期の不適合による浪費等の各種の弊害が生じやすい。
- ②当選時期の違いにより、加入者ごとに利回りが異なる。契約時点において利回りが確定しない。
- ③運営会社、経営者、講元及び加入者の財務体質や信用力が脆弱であることのリスク。延滞、貸倒、不正行為の温床となりやすい。
- ④経営者や講元のバックグラウンドの不信用。反社会的勢力とのつながりが懸念される。

クラウドファンディング

(1) 長所

- ①所有資産、自己資金が乏しくてもアイデアと熱意、アピールの仕方次第で資金調達できる。
- ②誰もが挑戦できる。
- ③投資家、資金調達者とも社会貢献というリワードを得られる。
- ④銀行融資になじまない非営利事業にマッチする。銀行は預金の性格上、貸倒が許されず、非営利事業には融資しづらい。
- ⑤ウェブサイト案件を記載することで募集期間中にマーケティング、市場調査等の事前情報が得られる。
- ⑥技術支援、販路拡大等の支援につながる可能性がある。
- ⑦ネット取引のため、投資家、資金需要者とも居住地にとらわれない。
- ⑧銀行審査のような専門家による審査はないが、ネットによる衆人監視により、共感の得られない案件は不調になる。大衆による自然なモニタリングが機能する。

(2) 短所

- ①資金詐取等の不正行為、他への資金流用のリスクがある。資金が適切に運用されているか監視できない。
- ②知的財産を公開することにより、アイデアを盗用されるリスクがある。
- ③購入型の場合は財務情報が不明となる。
- ④購入型の場合は投資時（前払金）からリワードを受け取るまで間が空く。同時売買ではないため案件の実現可能性が懸念される。
- ⑤購入型の場合に実際に受け取ったリワードに満足感が乏しい。
- ⑥資金需要者のバックグラウンドがわかりづらい。胡散臭い。
- ⑦投資家へのアフターケアに欠くと苦情につながる。資金を受け取ったら、それで終わりではない。
- ⑧all or nothing 方式であるため、必ず資金調達できるわけではない。共感の得られない案件は目標金額が集まらず、不調に終わる。
- ⑨資産家が自己のバックグラウンドを下方に偽り資金を募集する懸念がある。（規約違反）
- ⑩インターネットを介しての取引であるため、

悪評はすぐ炎上する。

- ⑪優良案件でも風評被害のリスクがある。

共通点

- ①誰でも申込みできる。
- ②投資家、資金需要者とも、社会貢献というリワードが得られる。
- ③銀行融資にはなじまない非営利事業にマッチする。
- ④借入金利がノンバンクに比して低廉である。（場合によってはゼロ）相互扶助や社会貢献という理念の頭れである。

相違点

- ①資金使途：無尽金融については自由であるがクラウドファンディングは特定されている。
- ②融資実行の可否：無尽金融は順次全員に融資実行されるが、クラウドファンディングは目標金額が集まらなければ融資実行されない all or nothing 方式が一般的である。
- ③融資実行時期：無尽金融は抽選又は入札による順番制のため適時な借入れができない。最大の欠点である。クラウドファンディングは目標金額が集まれば適時に融資実行できる。
- ④地域性：無尽金融は地域性が強く、加入員は互いに旧知の関係であることが多い。クラウドファンディングはインターネットを介した取引であるため、地域性はない。よって、居住地にとらわれない取引が可能である。
- ⑤審査：無尽金融はない。クラウドファンディングもないことでは共通するが、ウェブサイト閲覧による大衆の自然なモニタリングが機能する。
- ⑥債権・債務関係：無尽金融は団の中に債権者と債務者が混在する（債権者が借入実行と同時に債務者に転換する）が、クラウドファンディングではこのようなことはない。
- ⑦加入者の信用力：無尽金融は信用力の弱い者はあらかじめ団から排除されるが、クラウドファンディングについては事業者のバックグラウンドについては情報が得づらい。
- ⑧利回り：営業無尽は順番制のため、借入時期により利回りが全員異なる。クラウドファンディングでは債務者が1社であるため、契約時に利回りが確定する。

5. クラウドファンディングの将来に向けての新たな取組

クラウドファンディングという資金調達手法は、既に市民権を得ており、ビジネスに携わる人であれば、その存在を知らない人は皆無であろう。実際にたくさんの方々クラウドファンディングによって夢やアイデアを実現させてきた事実がある。特に芸能人のような社会的に知名度や影響力のある方にとってはその知名度が有利に働き、資金調達に成功している例が多い。お笑い芸人キングコングの西野亮廣氏は自身の絵画作品の個展開催資金をクラウドファンディングによって調達している。しかし、そういった方は少数派であり、ほとんどの方々には知名度が皆無の状態から地道にアピールを重ねて資金調達してきた事実がある。筆者はその知名度不足、アピール下手を克服し、優良案件の成約率を高めるための取組を思案してきた。より多くの方々に夢を実現していただき、社会貢献して欲しいと願う。そこで近代金融システム導入時以前から庶民の生活を支えてきた無尽金融システムをクラウドファンディングに応用してみてもどうかという発想が浮かんだ。

無尽講・頼母子講は会員同士の相互扶助の精神を基本理念とする。病気、災害、貧困等で困っている村人（会員）を助けるために組織されたものだ。お互い様の精神により会員全員が平等に順番で資金の融通を受けるシステムである。この精神は現代のクラウドファンディングにもみられ、災害支援、政治紛争による難民支援、医療福祉、教育、学術研究、芸術文化、地球環境保護等の営利を目的としない社会的事業への資金援助に非常になじむものである。銀行融資では扱いづらいが社会的には意義があり、資金を援助するに足る分野である。銀行の貸付原資は顧客からの預金であるため、預金保護のためには貸倒リスクのある案件は扱いづらい。よって銀行融資には相互扶助の精神は持ち込めない。もちろん銀行業界に相互扶助の精神が欠如しているからではなく、元本保証が義務付けられている預金の性格によるものであり、やむを得ないものである。

無尽金融システムの応用により、志ある方へのチャンスの拡大を図り、かつ埋もれた優良案件の成約率の向上を図りたい。前項に関連させながら、以下に筆者が考えたシステムを述べる。

なお、このシステムの実現にあたっては、関連法規の整備、プログラムの開発等の解決すべき様々な課題がある。

(1) 団の組成

運営会社が資金調達希望者の金額、返済期間からセレクトし、10社～12社くらいにまとめて資金調達団を結成する。その際、業種、資金使途、業歴等は問わず、バラエティーに富んだ調達団を組成し、投資リスクの分散を図る。資金使途は最重要審査項目であるため、希望金額、妥当性、社会的意義をあらかじめ運営会社と資金調達者との間で入念に検討する。次に運営会社は、資金需要者から過去3年間の財務諸表、業種、業歴、経営者の経歴、事業計画等の書類の提出を受け、返済計画と返済能力を審査する。しかし、財務諸表をウェブサイト公開する義務はない。よって、投資家は財務諸表を閲覧する権利はない。投資案件は運営会社のウェブサイトに記載され、衆人閲覧によるモニタリングを受けることとなる。

3か月ほどの募集期間を設け、その期間に目標額の応募がなかった資金調達団は契約不調となり全員融資を受けることができないこととなる **all or nothing** 方式を採用する。この方式を採用することの是非は問われるところであるが、筆者は、投資家及び資金調達団の両者に有利に働くとと思う。投資家にとっては投資リスクの回避・分散となり、資金調達団にとっては異業種と組み合わせることにより調達リスクの軽減となると思う。貸出金利は営利事業の場合は現状で年10%～15%、非営利事業の場合は0%が望ましい。また、資金需要者が投資家として、同じ団に加入することも可能とし、より無尽らしくなるとともに、信用を高めることとなり、望ましい。

(2) 投資条件と返済条件等

その後、投資家に満期金額、満期期間、毎月の掛金額、投資利回り等の投資条件を提示し、投資家を募る。募集期間中に目標の口数・金額が集まったら契約成立となる。投資利回りは現状で年5%位が妥当である。ミドルリスク・ミドルリターンを図る。

資金調達者の当選後の返済期間は全社一律同じとする。よって当選時期が早い方が有利となる。ただし、最も遅い当選時期となっても契約成立後

13 か月以内には当選するように設計する。(毎月1社当選)

(3) 融資実行

毎月1回、定期的に抽選・入札会を実施し、当選者が融資を受ける。入札の場合は入札金額のもっとも低い入札者が落札する。よって、契約上の借入額と入札額の差額である入札差金の分だけ高金利となる。また、入札競争により、過度に高金利となる可能性があり、債務者保護のため、最低入札額を定める必要がある。入札最低額での競争となった場合は、当事者間での抽選とする。その抽選に漏れた者は、順次翌月以降優先的に最低入札額で落札することとする。入札の場合においても適時な融資を受けることができないという欠点は残る。相互掛金のシステムの導入も考えられるが、現状では、銀行法等の法的課題があり、難しい。高説を賜りたい。

入札差金が発生した場合は、その合計額を全額投資家へ返戻する。よって、投資利回りは全社が融資を受けるまで確定しない。ただし、契約当初の予定利回りを下回ることはない。

運営業者の収益は貸出金利と支払金利の利ザヤや、毎月の元利金返済額と入札差金を投資家に満期時に返戻するまでの運用益となる。投資家の毎月の掛金は全額資金需要者へ融資されるため運用益は生じない。

(4) 関連法規

購入型のクラウドファンディングは、無尽金融システムにはなじまないため、この商品は貸付型として設計する。よって、金融商品取引法の適用を受けるとともに、第二種金融商品取引業の登録が必要となる。また、投資家から集めた掛金を自己の名において資金調達者に貸し付けるため、貸金業法の適用を受け、貸金業者の登録も必要となる。無尽金融システムを導入するため当然に無尽業法の適用も受ける。無尽業法は、現存している業者が存在しているため現行法である。一方、相互銀行法は平成4年に廃止されている。さらに、ウェブサイトを通じて業務を行うことから、第二種少額電子募集取扱業者となる。

(5) 購入型のクラウドファンディングが無尽金融になじまない理由

購入型のクラウドファンディングは、資金の貸借ではなく、一般的な商品の売買または寄付となるからである。簡単に言うとネット通販に過ぎないのである。資金需要者(売り手)は提供を受けた資金を使ってプロジェクトを実施し、投資家(買い手)に商品の引渡しや役務の提供をして取引が終了する。よって、無尽業法や金融商品取引法、貸金業法の適用を受けないのである。資金需要者が抽選・入札によって資金の給付を受け、その後、長期返済崩し返済を行う無尽金融システムとは根本的に構造が異なるのである。

6. おわりに

無尽金融システムは適時な資金給付を受けられないという欠点を有するが、それを差し引いても有効な金融システムではないだろうか。先人の英知に敬意を表す。営業無尽は相互銀行が普通銀行に転換してからすたれてしまったが、地域共同体での無尽講・頼母子講はまだ絶えていない。筆者はこのシステムを現代に甦らせたいと願う。クラウドファンディングには無尽と共通する事項も多く、相互扶助という基本理念は両者に一致する。よって、新たな金融の潮流であるクラウドファンディングに無尽金融システムを補完することで、より社会貢献できるシステムを構築できるのではないかと思う。

参考文献

- 1) 斎藤真一: 瞽女=盲目の旅芸人, 日本放送出版界(1972)
- 2) 池田龍蔵: 稿本無尽の実際と学説, 全国無尽集会所版(1930)
- 3) 佐々木敦也: ザ・クラウドファンディング, きんざい(2016)
- 4) 後藤新一: 無尽・相銀合同の実証的研究, 日本金融通信社(1994)
- 5) 全国相互銀行協会: 相互銀行史: 大日本印刷(1971)
- 6) ナジタ・テツオ: 相互扶助の経済 無尽講・報徳の民衆思想史, みすず書房(2015)
- 7) 小谷融: よくわかる投資型クラウドファンディング, 中央経済社(2014)
- 8) 澁谷隆一: 庶民金融の展開と政策対応, 日本図書センター(2001)
- 9) 松尾順介: ソーシャル・ビジネスと無尽・頼母子講, 桃山学院大学総合研究所紀要 第38巻1号(2012)
- 10) 松尾順介: 中小企業金融としての沖縄「模合」(上), 証券経済研究 第103号(2018)
- 11) 松尾順介: 中小企業金融としての沖縄「模合」(下), 証券経済研究 第104号(2018)